|  |
| --- |
| **マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載と本人確認の実施について** |

平成２８年１月１日以後に提出していただく償却資産申告書の様式に、個人番号・法人番号の記載欄

が追加されました。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現

する社会基盤です。マイナンバーの記載にご協力ください。

**１．マイナンバー（個人番号・本人番号）の記載について**

個人の方は１２桁の個人番号を、法人にあっては１３桁の法人番号を、償却資産申告書の所定の記載欄に右詰めで記載してください。

**２．本人確認の実施について**

個人番号を記載した申告書を提出していただく際には、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」第１６条に基づき、本人確認（①個人番号確認及び②本人確認。代理申告の場合は併せて③代理権の確認と④代理人の本人確認。）を実施させていただきます。

以下の（１）または（２）の本人確認資料等をご提示いただきますようお願いいたします。

また、郵送で提出していただく場合も本人確認資料等の写し（コピー）を添付してください。

※法人番号を記載した申告書を提出していただく場合は、本人確認資料等の提示は必要ありません。

※エルタックスを利用して申告書を提出していただく場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料等の添付は不要です。

**（１）本人が申告書を提出する場合**

**①個人番号確認資料**：次のいずれか１点をご提示ください。

個人番号カード（裏面）、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し

　※　「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

**②本人確認資料**：ア、イのいずれかで確認します。

ア　次に掲げるものは、いずれか１点をご提示ください。

個人番号カード（表面）、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳　等

（官公署発行・発給の写真表示、氏名、生年月日、住所が記載されたもの）

イ　次に掲げるものは、２点以上の提示が必要です。

健康保険証、年金手帳　等

※郵送で提出される場合は、上記の書類の写し（コピー）を申告書と一緒に送付してください。

**（２）代理人が申告書を提出する場合**

**①個人番号確認資料**：次のいずれか１点をご提示ください。

個人番号カード（裏面）、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し

※　「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

**③代理権の確認資料**：次のいずれか１点をご提示ください。

委任状、税務代理権限証書、個人事業主の健康保険証　等

**④代理人の本人確認資料**：ア、イのいずれかで確認します。

ア　次に掲げるものは、いずれか１点をご提示ください。

個人番号カード（表面）、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳　等

（官公署発行・発給の写真表示、氏名、生年月日、住所が記載されたもの）

イ　次に掲げるものは、２点以上の提示が必要です。

公的医療保険の被保険者証、年金手帳　等

※郵送で提出される場合は、上記の書類の写し（コピー）を申告書と一緒に送付してください。